

訪問理美容サービス助成事業が始まります

町では、令和元年10月から、寝たきりなどで理容店・美容院に行くことが困難な方を対象に、訪問により自宅で理美容サービスを受ける際の費用を助成します。

●利用できる方

鏡石町に住民票があり在宅で生活をしている方で、次のいずれかに該当し、外出して理美容店へ行くことが困難な方。

- ・要介護認定で要介護3，4または5の認定を受けている方。
- ・身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方。

●助成額

訪問理美容サービス利用の出張経費（1回につき1，000円）

●申請～利用までの流れ

①申請書の提出

鏡石町役場福祉こども課（町勤労青少年ホーム内）に備え付けの申請書をご記入のうえ、お申込みください。

②利用決定となった方へ助成券を送付

1人あたり年に助成券4枚（1枚1，000円）を上限に交付します。

※新規申請の場合、申請月により交付枚数が異なります。

申請月	助成券交付枚数
4月～6月	4枚
7月～9月	3枚
10月～12月	2枚
1月～3月	1枚

なお、翌年度以降も利用要件を満たす方は、継続して町より助成券を送付いたします。

続きは裏面を
ご覧ください



③訪問理美容実施店舗へ予約

町が指定した理美容店へ直接予約の連絡をしていただき、利用日時等を調整してください。

※町で指定している理美容店でのみ助成券がご利用いただけます。

ご利用できる理美容店は助成券交付時にお知らせします。

利用に際しては、ご家族等の付き添いの方が必要となります。

④料金の支払い

料金のお支払いの際に助成券をご提出いただきます。

助成券に記載された金額を差し引いた費用を、利用料金としてお支払いいただきます。

●注意事項

- ・助成券は、本人以外は使用できません。
- ・町が指定した理美容店以外では助成券をご利用いただけません。

お問い合わせ先

鏡石町役場福祉こども課 福祉グループ 電話0248-62-2210